

香川県条例第49号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
 (公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給料表) 第5条 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条の6 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>(特定管</p>	<p>(給料表) 第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 高等学校等教育職給料表 (別表第1) (2) 中学校及び小学校教育職給料表 (別表第2) 2・3 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の80</u>(特定管</p>

理職員にあつては、100分の110) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に  
100分の42.5 (特定管理職員にあつては、100分の52.5) を乗じて得た  
額の総額

3～5 略

理職員にあつては、100分の100) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に  
100分の37.5 (特定管理職員にあつては、100分の47.5) を乗じて得た  
額の総額

3～5 略



53	247,000	313,900	374,500	422,100
54	248,200	316,100	376,300	423,600
55	249,600	318,200	378,100	425,200
56	250,700	320,400	379,800	426,800
57	252,000	322,600	381,300	428,300
58	253,100	324,700	382,900	429,800
59	254,200	326,900	384,600	431,000
60	255,400	328,900	386,300	432,200
61	256,700	331,000	387,500	433,400
62	258,000	333,100	388,900	434,700
63	259,400	335,300	390,300	436,000
64	260,600	337,500	391,600	437,200
65	261,900	339,400	393,000	438,400
66	263,400	341,600	394,200	439,600
67	264,900	343,700	395,600	440,800
68	266,600	345,900	397,000	442,000
69	268,100	347,800	398,300	443,200
70	269,500	349,700	399,600	444,400
71	270,900	351,800	401,000	445,600
72	272,300	353,800	402,300	446,800
73	273,400	355,500	403,600	447,900
74	274,800	357,400	405,000	448,500
75	276,200	359,200	406,400	449,000
76	277,400	361,100	407,700	449,500
77	278,800	363,000	408,900	450,000
78	280,000	364,700	410,100	
79	281,200	366,400	411,400	
80	282,400	368,000	412,800	
81	283,500	369,500	414,100	
82	284,700	371,000	415,300	
83	285,900	372,500	416,300	
84	287,100	373,900	417,500	
85	288,300	375,000	418,700	
86	289,400	376,400	419,900	
87	290,500	377,800	421,100	
88	291,700	379,100	422,100	
89	292,900	380,400	423,200	
90	294,000	381,700	424,200	
91	295,200	382,900	425,200	
92	296,400	384,200	426,200	
93	297,100	385,500	427,100	
94	298,100	386,600	427,900	
95	299,200	387,900	428,700	
96	300,400	389,100	429,500	
97	301,400	390,500	430,300	
98	302,500	391,500	430,700	
99	303,500	392,600	431,100	
100	304,600	393,600	431,500	
101	305,500	394,500	431,900	
102	306,600	395,500	432,200	
103	307,700	396,600	432,500	
104	308,700	397,700	432,800	
105	309,300	398,400	433,100	
106	310,200	399,300	433,400	
107	311,000	400,200	433,700	
108	311,800	401,100	433,900	
109	312,700	401,900	434,100	
110	313,100	402,800		

再任用職員以外の職員

53	245,600	313,100	374,100	421,700
54	246,800	315,300	375,900	423,200
55	248,200	317,400	377,700	424,800
56	249,400	319,600	379,400	426,400
57	250,700	321,900	380,900	427,900
58	251,800	324,000	382,500	429,400
59	253,000	326,200	384,200	430,600
60	254,200	328,200	385,900	431,800
61	255,500	330,400	387,100	433,000
62	256,900	332,500	388,500	434,300
63	258,300	334,700	389,900	435,600
64	259,500	336,900	391,200	436,800
65	260,900	338,800	392,600	438,000
66	262,400	341,000	393,800	439,200
67	264,000	343,100	395,200	440,400
68	265,700	345,300	396,600	441,600
69	267,200	347,300	397,900	442,800
70	268,600	349,200	399,200	444,000
71	270,000	351,300	400,600	445,200
72	271,500	353,300	401,900	446,400
73	272,600	355,100	403,200	447,500
74	274,000	357,000	404,600	448,100
75	275,400	358,800	406,000	448,600
76	276,700	360,700	407,300	449,100
77	278,100	362,600	408,500	449,600
78	279,300	364,300	409,700	
79	280,500	366,000	411,000	
80	281,700	367,600	412,400	
81	282,900	369,100	413,700	
82	284,100	370,600	414,900	
83	285,300	372,100	415,900	
84	286,500	373,500	417,100	
85	287,700	374,600	418,300	
86	288,800	376,000	419,500	
87	290,000	377,400	420,700	
88	291,200	378,700	421,700	
89	292,400	380,000	422,800	
90	293,500	381,300	423,800	
91	294,700	382,500	424,800	
92	295,900	383,800	425,800	
93	296,700	385,100	426,700	
94	297,700	386,200	427,500	
95	298,800	387,500	428,300	
96	300,000	388,700	429,100	
97	301,000	390,100	429,900	
98	302,100	391,100	430,300	
99	303,100	392,200	430,700	
100	304,200	393,200	431,100	
101	305,100	394,100	431,500	
102	306,200	395,100	431,800	
103	307,300	396,200	432,100	
104	308,300	397,300	432,400	
105	308,900	398,000	432,700	
106	309,800	398,900	433,000	
107	310,600	399,800	433,300	
108	311,400	400,700	433,500	
109	312,300	401,500	433,700	
110	312,700	402,400		

再任用職員以外の職員

111	<u>313,500</u>	<u>403,600</u>			
112	<u>314,000</u>	<u>404,400</u>			
113	<u>314,600</u>	<u>405,000</u>			
114	<u>315,000</u>	<u>405,700</u>			
115	<u>315,500</u>	<u>406,400</u>			
116	<u>316,000</u>	<u>407,100</u>			
117	<u>316,600</u>	<u>407,700</u>			
118	<u>317,100</u>	<u>408,200</u>			
119	<u>317,500</u>	<u>408,600</u>			
120	<u>318,000</u>	<u>409,000</u>			
121	<u>318,500</u>	<u>409,400</u>			
122	<u>318,900</u>	<u>409,700</u>			
123	<u>319,400</u>	<u>410,000</u>			
124	<u>319,900</u>	<u>410,200</u>			
125	<u>320,500</u>	<u>410,400</u>			
126	<u>320,800</u>	<u>410,700</u>			
127	<u>321,100</u>	<u>411,000</u>			
128	<u>321,400</u>	<u>411,200</u>			
129	<u>321,600</u>	<u>411,400</u>			
130	<u>321,900</u>	<u>411,700</u>			
131	<u>322,200</u>	<u>412,000</u>			
132	<u>322,500</u>	<u>412,200</u>			
133	<u>322,700</u>	<u>412,400</u>			
134	<u>322,900</u>	<u>412,700</u>			
135	<u>323,100</u>	<u>413,000</u>			
136	<u>323,400</u>	<u>413,200</u>			
137	<u>323,700</u>	<u>413,400</u>			
138	<u>323,900</u>				
139	<u>324,200</u>				
140	<u>324,500</u>				
141	<u>324,700</u>				
142	<u>324,900</u>				
143	<u>325,200</u>				
144	<u>325,400</u>				
145	<u>325,700</u>				
146	<u>325,900</u>				
147	<u>326,200</u>				
148	<u>326,500</u>				
149	<u>326,700</u>				
150	<u>326,900</u>				
151	<u>327,200</u>				
152	<u>327,500</u>				
153	<u>327,700</u>				
再任用職員	233,200	273,500	302,200	330,300	414,400
備考 略					

111	<u>313,100</u>	<u>403,200</u>			
112	<u>313,600</u>	<u>404,000</u>			
113	<u>314,200</u>	<u>404,600</u>			
114	<u>314,600</u>	<u>405,300</u>			
115	<u>315,100</u>	<u>406,000</u>			
116	<u>315,600</u>	<u>406,700</u>			
117	<u>316,200</u>	<u>407,300</u>			
118	<u>316,700</u>	<u>407,800</u>			
119	<u>317,100</u>	<u>408,200</u>			
120	<u>317,600</u>	<u>408,600</u>			
121	<u>318,100</u>	<u>409,000</u>			
122	<u>318,500</u>	<u>409,300</u>			
123	<u>319,000</u>	<u>409,600</u>			
124	<u>319,500</u>	<u>409,800</u>			
125	<u>320,100</u>	<u>410,000</u>			
126	<u>320,400</u>	<u>410,300</u>			
127	<u>320,700</u>	<u>410,600</u>			
128	<u>321,000</u>	<u>410,800</u>			
129	<u>321,200</u>	<u>411,000</u>			
130	<u>321,500</u>	<u>411,300</u>			
131	<u>321,800</u>	<u>411,600</u>			
132	<u>322,100</u>	<u>411,800</u>			
133	<u>322,300</u>	<u>412,000</u>			
134	<u>322,500</u>	<u>412,300</u>			
135	<u>322,700</u>	<u>412,600</u>			
136	<u>323,000</u>	<u>412,800</u>			
137	<u>323,300</u>	<u>413,000</u>			
138	<u>323,500</u>				
139	<u>323,800</u>				
140	<u>324,100</u>				
141	<u>324,300</u>				
142	<u>324,500</u>				
143	<u>324,800</u>				
144	<u>325,000</u>				
145	<u>325,300</u>				
146	<u>325,500</u>				
147	<u>325,800</u>				
148	<u>326,100</u>				
149	<u>326,300</u>				
150	<u>326,500</u>				
151	<u>326,800</u>				
152	<u>327,100</u>				
153	<u>327,300</u>				
再任用職員	232,800	273,100	301,800	329,900	414,000
備考 略					



53	246,200	285,200	369,300	390,600
54	247,600	287,600	370,800	391,900
55	248,800	289,900	372,300	393,000
56	250,000	292,400	373,800	394,100
57	251,200	294,500	375,300	395,500
58	252,400	297,000	376,700	396,700
59	253,500	299,300	378,100	397,900
60	254,700	302,000	379,400	399,200
61	256,100	304,400	380,300	400,400
62	257,300	306,800	381,500	401,400
63	258,500	309,300	382,700	402,800
64	259,400	311,600	383,800	404,100
65	260,400	313,900	384,700	405,300
66	261,800	316,100	385,900	406,400
67	263,200	318,200	386,900	407,600
68	264,700	320,400	388,000	408,700
69	266,300	322,600	389,200	409,700
70	267,800	324,700	390,200	410,900
71	269,300	326,900	391,300	412,100
72	270,700	328,900	392,500	413,300
73	271,800	331,000	393,500	413,900
74	273,000	333,100	394,600	414,700
75	274,300	335,300	395,700	415,400
76	275,500	337,500	396,800	415,900
77	276,900	339,300	397,700	416,200
78	278,000	341,200	398,600	416,600
79	279,200	343,100	399,600	417,000
80	280,400	344,900	400,600	417,400
81	281,600	346,700	401,400	417,700
82	282,500	348,500	402,200	418,100
83	283,700	350,100	402,900	418,500
84	284,900	351,900	403,700	418,800
85	285,900	353,200	404,400	419,100
86	286,800	354,800	405,200	419,500
87	287,700	356,300	405,900	419,900
88	288,700	357,800	406,600	420,200
89	289,800	359,200	407,200	420,500
90	290,700	360,500	407,900	420,800
91	291,600	361,900	408,400	421,100
92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	421,800
95	294,300	367,400	410,200	422,100
96	295,100	368,600	410,500	422,300
97	295,900	369,600	410,800	422,500
98	296,700	370,600	411,100	422,800
99	297,500	371,600	411,400	423,100
100	298,200	372,600	411,600	423,300
101	299,100	373,500	411,800	423,500
102	299,600	374,500	412,100	423,800
103	300,100	375,500	412,400	424,100
104	300,600	376,500	412,600	424,300
105	300,800	377,300	412,800	424,500
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900		

再任用職員以外の職員

53	244,700	283,900	368,900	390,200
54	246,100	286,400	370,400	391,500
55	247,400	288,700	371,900	392,600
56	248,600	291,200	373,400	393,700
57	249,900	293,400	374,900	395,100
58	251,100	295,900	376,300	396,300
59	252,200	298,300	377,700	397,500
60	253,400	301,000	379,000	398,800
61	254,800	303,400	379,900	400,000
62	256,100	305,800	381,100	401,000
63	257,300	308,300	382,300	402,400
64	258,300	310,700	383,400	403,700
65	259,300	313,100	384,300	404,900
66	260,700	315,300	385,500	406,000
67	262,200	317,400	386,500	407,200
68	263,700	319,600	387,600	408,300
69	265,300	321,900	388,800	409,300
70	266,800	324,000	389,800	410,500
71	268,300	326,200	390,900	411,700
72	269,800	328,200	392,100	412,900
73	271,000	330,400	393,100	413,500
74	272,200	332,500	394,200	414,300
75	273,500	334,700	395,300	415,000
76	274,800	336,900	396,400	415,500
77	276,200	338,700	397,300	415,800
78	277,300	340,600	398,200	416,200
79	278,500	342,500	399,200	416,600
80	279,700	344,300	400,200	417,000
81	281,000	346,100	401,000	417,300
82	281,900	347,900	401,800	417,700
83	283,100	349,600	402,500	418,100
84	284,300	351,400	403,300	418,400
85	285,300	352,800	404,000	418,700
86	286,200	354,400	404,800	419,100
87	287,200	355,900	405,500	419,500
88	288,200	357,400	406,200	419,800
89	289,300	358,800	406,800	420,100
90	290,200	360,100	407,500	420,400
91	291,100	361,500	408,000	420,700
92	292,000	362,900	408,700	420,900
93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	421,400
95	293,900	367,000	409,800	421,700
96	294,700	368,200	410,100	421,900
97	295,500	369,200	410,400	422,100
98	296,300	370,200	410,700	422,400
99	297,100	371,200	411,000	422,700
100	297,800	372,200	411,200	422,900
101	298,700	373,100	411,400	423,100
102	299,200	374,100	411,700	423,400
103	299,700	375,100	412,000	423,700
104	300,200	376,100	412,200	423,900
105	300,400	376,900	412,400	424,100
106	300,800	377,800	412,700	
107	301,100	378,700	413,000	
108	301,300	379,700	413,200	
109	301,500	380,500	413,400	
110	301,700	381,500		

再任用職員以外の職員

111	302,400	382,900			
112	302,700	383,900			
113	302,900	384,500			
114	303,100	385,400			
115	303,300	386,300			
116	303,600	387,200			
117	303,900	388,000			
118	304,200	388,700			
119	304,500	389,500			
120	304,800	390,300			
121	304,900	390,900			
122	305,100	391,700			
123	305,400	392,400			
124	305,700	393,100			
125	305,900	393,700			
126		394,400			
127		394,900			
128		395,500			
129		396,200			
130		396,800			
131		397,300			
132		397,800			
133		398,100			
134		398,400			
135		398,700			
136		399,000			
137		399,300			
138		399,600			
139		399,900			
140		400,200			
141		400,500			
142		400,800			
143		401,100			
144		401,400			
145		401,600			
146		401,900			
147		402,200			
148		402,400			
149		402,600			
再任用職員	224,400	270,300	297,300	323,600	404,400
備考 略					

111	302,000	382,500			
112	302,300	383,500			
113	302,500	384,100			
114	302,700	385,000			
115	302,900	385,900			
116	303,200	386,800			
117	303,500	387,600			
118	303,800	388,300			
119	304,100	389,100			
120	304,400	389,900			
121	304,500	390,500			
122	304,700	391,300			
123	305,000	392,000			
124	305,300	392,700			
125	305,500	393,300			
126		394,000			
127		394,500			
128		395,100			
129		395,800			
130		396,400			
131		396,900			
132		397,400			
133		397,700			
134		398,000			
135		398,300			
136		398,600			
137		398,900			
138		399,200			
139		399,500			
140		399,800			
141		400,100			
142		400,400			
143		400,700			
144		401,000			
145		401,200			
146		401,500			
147		401,800			
148		402,000			
149		402,200			
再任用職員	224,000	269,900	296,900	323,200	404,000
備考 略					

第2

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものとする。</p>



3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については、7,500円、扶養親族たる子については1人につき9,500円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）（扶養親族たる子を除く。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については7,000円）とする。

4 略

（地域手当）

第21条の2 略

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、100分の2.9を乗じて得た額とする。

3 略

（勤勉手当）

第24条の6 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の85（特定管

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については、13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 略

（地域手当）

第21条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県内に所在する学校に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、100分の2.6を乗じて得た額とする。

3 略

（勤勉手当）

第24条の6 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の90（特定管

理職員にあっては、100分の105) を乗じて得た額の総額  
 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に  
100分の40 (特定管理職員にあっては、100分の50) を乗じて得た額の  
 総額  
 3～5 略

理職員にあっては、100分の110) を乗じて得た額の総額  
 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に  
100分の42.5 (特定管理職員にあっては、100分の52.5) を乗じて得た  
 額の総額  
 3～5 略

第3

改正後	改正前
<p>(扶養手当)            第20条 略            2 略</p> <p>(1) 略            (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子            (3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u>  <u>(4)～(6) 略</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項各号(第2号を除く。)</u>のいずれかに該当する  <u>扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族</u>  <u>(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき1万円とする。</p> <p>4 略</p> <p>第21条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の            いずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨            を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。</p>	<p>(扶養手当)            第20条 略            2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主として職員            の扶養を受けているものとする。</p> <p>(1) 略            (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p><u>(3)～(5) 略</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族については7,500円、</u>  <u>扶養親族たる子については1人につき9,500円(職員に配偶者が不在の場合</u>  <u>にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第2号から第5号ま</u>  <u>での扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)(扶</u>  <u>養親族たる子を除く。)</u>については1人につき6,500円(職員に配偶者及  <u>び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については7,000</u>  <u>円)とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に            達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)に            ある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、            5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項            の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第21条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の            いずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその            旨 <u>(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当</u>  <u>する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨</u></p>

(1) 略

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に変更されたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

を含む。）を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に変更されたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について、同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、

父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限)</p> <p>第8条 任命権者(県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。次項及び第3項、第10条第1項、第12条第3項、<u>第15条第1項</u>、第16条、第20条並びに第21条第1項において同じ。)は、3歳に満たない子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。)を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第3条から第6条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限)</p> <p>第8条 任命権者(県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。次項及び第3項、第10条第1項、第12条第3項、第16条、第20条並びに第21条第1項において同じ。)は、3歳に満たない子を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第3条から第6条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができる者として教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜に</p>

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

（休暇の種類）

第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、

における勤務をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務（宿日直勤務及び災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

4 前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

（休暇の種類）

第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者

子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、教育委員会規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあつては、教育委員会規則で定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 略

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、公立学校職員の給与に関する条例第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇(教育委員会規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間については、教育委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあつては、教育委員会規則で定める期間)の期間内において必要と認められる期間とする。

3 略

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇(教育委員会規則で定めるものを除く。)及び介護休暇については、教育委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「、6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「、6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>

第2

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「、6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「、6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条及び附則第5項の規定 平成29年1月1日
  - (2) 第1条中第2の表の改正部分及び第3条中第2の表の改正部分並びに附則第4項の規定 平成29年4月1日
  - (3) 第1条中第3の表の改正部分 平成32年4月1日
- 2 第1条中第1の表の改正部分による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成28年4月1日から、改正後の給与条例第24条の6第2項の規定及び第3条中第1の表の改正部分による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第5条第3項の規定は同年12月1日から適用する。

### (給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条中第1の表の改正部分による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又は第3条中第1の表の改正部分による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第5項から第7項まで及び公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第56号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成18年改正条例附則第5項から第7項まで及び平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

### (平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間における第1条中第2の表の改正部分による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第20条第3項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間にあってはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同年4月1日から平成31年3月31日までの間にあってはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7,500円	11,500円	9,500円
9,500円	7,500円	8,500円
7,000円	9,000円	8,000円

### (介護休暇に関する経過措置)

- 5 第2条の規定による改正前の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、平成29年1月1日において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、教育委員会規則で定める期間。以下同じ。）を経過していないものの当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（学校栄養職員及び事務職員を除く。）にあっては、市町の教育委員会）は、教育委員会規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく同月1日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

### (教育委員会規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。